

令和4年2月 7日

社会人各チーム 様

鹿児島県軟式野球連盟事務局
理事長 四枝 勉
「公印省略」

スポーツチーム保険（レクリエーション補償プラン・社会人チーム用）の加入について
（ご案内）

平素から県連の運営にご協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、各県連盟チームへのご案内です。

昨年より、役員・審判員以外の各チーム向けのスポーツ保険が取り扱い可能となりました。スポーツ活動ではいつ、どのような形で災害が発生するか予測できない状況にあるといえます。

試合中の事故による傷害、事故等による個人損害賠償や熱中症、急性脳疾患（くも膜下出血等）、心疾患（心筋梗塞）等の疾病に対応しており、他の保険では対応出来ない部分も補償されて選手にとって非常に有利な保険となっておりますので多くのチームの加入をお勧めします。

加入を希望される社会人チームは、2月28日（月）までに、加入名簿を県連事務局まで郵送又はメール及びFAXにより、保険料は下記振込口座へ振込みをお願いします。

なお保険料の振り込みは、払込期日を厳守するように九連からも依頼がありましたのでよろしくをお願いします。

※令和4年度の補償制度の概要と加入手続きを記載いたしましたのでご一読いただき、チームごとに『総合補償制度』へご加入くださいますようお願い致します。

記

1. 保険期間 令和4年4月1日～
令和5年4月1日まで
2. 保険料 各チームそれぞれ 1人 1,300円
3. 振込口座 鹿児島銀行 伊敷ニュータウン出張所
口座番号 普通 3026530
口座名義 鹿児島県軟式野球連盟
理事長 四枝 勉（ヨツエダ ツトム）
住 所 鹿児島市伊敷台7丁目16-1
電 話 090-7446-7956

申込書送付先（県連事務局）
〒892-0822 鹿児島市泉町2-3 そうしん本店ビル3階
鹿児島県軟式野球連盟事務局 川野 光伸
TEL・FAX 099-800-9264
E-mail jsbbkagosima@yahoo.co.jp

【九州連合会 補償制度の概要】

■ 補償制度の概要

補償制度	補償対象者	補償項目	補償金額
見舞金補償制度 選手や記録員の方の活動中のケガ、熱中症などの特定疾病を補償します。活動にむかう往復途上も補償対象となります。	● 選手 ● 記録員 等	災害死亡補償	傷害 1,500万円 特定疾病 1,500万円
		後遺障害補償	傷害 (最高) 1,500万円 特定疾病 (最高) 1,500万円
		入院補償 (日額)	傷害 6,000円 特定疾病 6,000円
		手術補償	手術の種類に応じて入院補償の10倍、20倍、40倍
		通院補償 (日額)	傷害 3,000円 特定疾病 3,000円
賠償補償制度	● 主催者 (連盟) ● チーム ● 選手 ● 記録員	賠償補償	対人・対物共通支払限度額 1名1事故 2億円 自己負担額 0円

※ 特定疾病とは、熱中症・低体温症・脱水症・細菌性食中毒をいいます。

※ 新型コロナウイルスは対象になりません。

■ 補償対象となる活動

- ・全日本軟式野球九州連合会および各県軟式野球連盟が開催する試合中の事故
- ・チームで行う練習中の事故 (個人的な練習は補償対象外)
- ・自宅や宿泊場所と試合 (練習) 会場間の移動中の事故

■ 補償期間・補償制度運営費

- ① 補償期間 毎年4月1日～翌年4月1日 (以降、毎年更新)
- ② 補償制度運営費

$$\underline{(\text{選手数} + \text{記録員数}) \times 1,300 \text{円}}$$

※ お申し込み受付は各支部事務局で行います。

※ 事故の報告書類は各支部事務局にて準備しています。

※ 補償期間内のメンバー加入や脱退による通知は不要です (自動補償となります)。

※ 補償期間内における中途加入は可能ですので各県連盟事務局までご連絡ください。

■ 問い合わせ先 (補償制度の詳細; 補償金が支払われる場合・支払われない場合 等)

- ① 取扱代理店 株式会社 KRC 佐賀支社
担当: 吉村 TEL: 0952-97-9888

- ② 引受保険会社 Chubb 損害保険株式会社 福岡支店
TEL: 092-751-5061